

議第70号

高島市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年8月30日

高島市長 福井正明

高島市火災予防条例の一部を改正する条例

高島市火災予防条例（平成17年高島市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置および延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上または台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置および延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項ならびに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワッ

ト時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条、第18条関係)

種 類			入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考	
				上 方	側 方	前 方	後 方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外 半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては4.2kW以下）	—	15 注	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。	
			内がま	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては4.2kW以下）	—	—	60		—
		浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが2.1kW以下）	—	15	15		15
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをも	—	15	60		15

				つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)				
		内がま		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
		密閉式		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	2	2
		屋外用		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
		浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつ	—	4.5	—	4.5

		ては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)				
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—
	密閉式	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2
	屋外用	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15
	不燃	39kW以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの	—	60	15	60	15

温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠へい	強制対流型	1.9kW以下	4.5	4.5	6.0	4.5	注1：風道を使用するものにはあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合には100cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	2.6kW以下	1.0	1.5	1.5	1.5	
					2.6kWを超え7.0kW以下	1.0	1.5	1.0	1.5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	2.6kW以下	1.0	1.5	1.5	1.5	
					強制排気型	2.6kW以下	6.0	1.0	1.0	1.0	
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	2.6kW以下	6.0	1.0	1.0	1.0		
				温風を前方向に吹き出すもの	7.0kW以下	8.0	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	2.6kW以下	8.0	1.5	—	1.5		
	不燃	密閉式	強制給排気型	2.6kW以下	5.0	5	—	5			
			強制給排気型	2.6kW以下	5.0	5	—	5			
	上記に分類されないもの						—	1.0	6.0	6.0	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	1.4kW以下	1.0	1.5	1.5	1.5	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。	
					据置型レンジ	2.1kW以下	1.0	1.5	1.5		1.5
	不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ	1.4kW以下	8.0	0	—	0			

			んろ・グリドル付 こんろ						
			据置型レンジ	2.1kW以下	80	0	—	0	
固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	
ボイラー	気体 燃料	不燃 以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			開放式	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		1.2kWを超え4.2kW以下	—	15	15	15	
				1.2kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式		4.2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用		開放式	フードを付けない場合	4.2kW以下	60	15	15	15
			開放式	フードを付ける場合	4.2kW以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			開放式	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		4.2kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式		4.2kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		開放式	フードを付けない場合	4.2kW以下	30	4.5	—	4.5
			開放式	フードを付ける場合	4.2kW以下	10	4.5	—	4.5
	液体 燃料	不燃 以外		1.2kWを超え7.0kW以下	60	15	15	15	
			1.2kW以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		1.2kWを超え	50	5	—	5	

					70kW以下						
					12kW以下	20	1.5	—	1.5		
		上記に分類されないもの			23kWを超える	120	45	150	45		
					23kW以下	120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集場中する場合には60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
					半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
				機器の上方または前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
				機器の上方または前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		
		上記に分類されないもの			—	150	100	150	100		
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
			上記に分類さ		内部容積が1	—	100	50	100	50	

			れないもの	立方メートル以上のもの								
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	5 0	3 0	5 0	3 0			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	4 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
					フードを付ける場合	7 kW以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
				瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	4 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
					フードを付ける場合	1 2 kW以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
			半密閉式				1 2 kW以下	—	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			密閉式	常圧貯蔵型		1 2 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
				瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据置型	1 2 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
		屋外用	フードを付けない場合		1 2 kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5			
			フードを付ける場合		1 2 kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5			
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5		
					フードを付ける場合	7 kW以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5		
					瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5	
						フードを付ける場合	1 2 kW以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	
	半密閉式				1 2 kW以下	—	4 . 5	—	4 . 5			
	密閉式			常圧貯蔵型		1 2 kW以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5		
				瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据置型	1 2 kW以下	4 . 5	4 . 5	—	4 . 5		
	屋外用		フードを付けない場合		1 2 kW以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5			
			フードを付ける場合		1 2 kW以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5			
液体燃料	不燃以外				1 2 kW以下	4 0	4 . 5	1 5	4 . 5			
	不燃				1 2 kW以下	2 0	1 . 5	—	1 . 5			
給湯湯沸	気体燃料		不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	1 2 kWを超え 4 2 kW以下	—	1 5	1 5	1 5		
					瞬間型	1 2 kWを超え 7 0 kW以下	—	1 5	1 5	1 5		

設備	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5			
			瞬間型	調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え 42kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5		
				フードを付ける場合	12kWを超え 42kW以下	1.5	1.5	1.5	1.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え 70kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5		
				フードを付ける場合	12kWを超え 70kW以下	1.5	1.5	1.5	1.5		
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型		調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え 42kW以下	3.0	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12kWを超え 42kW以下	1.0	4.5	—	4.5			
		瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え 70kW以下	3.0	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12kWを超え 70kW以下	1.0	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		12kWを超え 70kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5			
		不燃		12kWを超え 70kW以下	5.0	5	—	5			
		上記に分類されないもの			—	6.0	1.5	6.0	1.5		
	移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5
全周放射型						7kW以下	100	100	100	100	

			バーナーが隠へい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5	注2：方向性を有するもの にあつては100cmとする。	
			バーナーが隠へい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5		
			バーナーが露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠へい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5		
			バーナーが隠へい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	7 kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型	7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100		
					7 kW以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100		15
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150	
						7 kW以下	100	100	100	100	
		不燃	開放式	放射型	7 kW以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7 kWを超え12 kW以下	120	100	—	100		
					7 kW以下	80	30	—	30		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	80	150	—	150	
						7 kW以下	80	100	—	100	
		固体燃料			—	100	50	50 注2	50 注2	50 注2	
調理用	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方また

器具	料外			卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	1.4kW以下	100	1.5 注	1.5	1.5 注			
				バー ナーが 隠へい	加熱が 開放	卓上型グ リル	7kW以下	100	1.5	1.5	1.5	
					加熱が 隠へい	卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付けない 場合）	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
						卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付ける場 合）	7kW以下	1.5	4.5	4.5	4.5	
						炊飯器（ 炊飯容量 4リット ル以下）	4.7kW以下	30	1.0	1.0	1.0	
					圧力調理 器（内容 積10リ ットル以 下）	—	30	1.0	1.0	1.0		
				不燃 開放式	バーナ ーが露 出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8kW以下	80	0	—	0	
						卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	1.4kW以下	80	0	—	0	
					バー ナーが 隠へい	加熱が 開放	卓上型グ リル	7kW以下	80	0	—	0
						加熱が 隠へい	卓上型オ ープン・ グリル（ フードを	7kW以下	30	4.5	—	4.5

は後方の
離隔距離
を示す。

				付けない場合)						
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	1 0	4. 5	—	4. 5	
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4. 7 kW以下	1 5	4. 5	—	4. 5	
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	1 5	4. 5	—	4. 5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6 kW以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	
		不燃			6 kW以下	8 0	0	—	0	
		固体燃料			—	1 0 0	3 0	3 0	3 0	
電気 温風機	電気	不燃以外			2 kW以下	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60 cmとする。
		不燃			2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部または一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4. 8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	1 0 0	2	2	2	注1：機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離) を示す。 注2：機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こん
					—	2 0	—	2 0		
					—	1 0	—	1 0		
					—	注1	—	注1		
					4. 8 kW以下 (1口当たり1 kWを超え2 kW以下)	1 0 0	2	2	2	
					—	1 5	—	1 5		
					—	注1	—	注1		
					—	1 0	—	1 0		
—	注2	—	注2							
4. 8 kW以下 (1口当たり1 kW以下)	1 0 0	2	2	2						
—	1 0	—	1 0							
—	注1	—	注1							
—	注2	—	注2							
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8 kW以下 (1口当たり3. 3 kW以下)	1 0 0	2	2	2					
—	1 0	—	1 0							
—	注2	—	注2							

	不燃	電気 こんろ、 電気 レンジ、 電磁 誘導 加熱 式調 理器 (こ んろ 形 態 の も の に 限 る 。)	こんろ部分の 全部または一 部が電磁誘導 加熱式調理器 でないもの	4. 8kW以下 (1口当たり 3kW以下)	80	0	—	0	る部分が 電磁誘導 加熱式調 理器の場 合におけ る発熱体 の外周か らの距離)を示す 。	
				—	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2		
			こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5. 8kW以下 (1口当たり 3. 3kW以下)	80	0	—	0		
				—	—	0 注2	—	0 注2		
電気 天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	注：排気口 面にあっ ては10 cmとする 。	
		不燃		2kW以下	10	4. 5 注	—	4. 5 注		
電子 レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有す るもの	2kW以下	10	4. 5 注	4. 5 注	注：排気口 面にあっ ては10 cmとする 。	
		不燃		電熱装置を有す るもの	2kW以下	10	4. 5 注	—		4. 5 注
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	100	30	100	4. 5	
			全周放射型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	100	4. 5	4. 5	4. 5	
	不燃		前方放射型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	80	15	—	4. 5	
			全周放射型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁 取付式および天 井取付式のもの を除く。）		2kW以下	80	0	—	0	

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」および「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するものおよび電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等または対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げもしくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分または可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等または対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分または防熱板までの距離をいう。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備およびこの条例による改正後の高島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（付則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）または現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第12条第2項および第3項ならびに第13条第2項および第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）の

うち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているものおよびこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。